

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 二六二
  - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二六三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二六四
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 二六四
  - 指定公金事務取扱者に公金の徴収の事務を委託した件 二六四
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二六五
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六五
  - 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件二件 二六五
- 件 二六五
- 地籍調査の成果について認証した件 二六五
- 公告
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 二六六
- 福島県警察本部 二六六
- 一般競争入札を行う件 二六七

## 告 示

**福島県告示第四百五十九号**  
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。  
 令和八年六月二十三日

一 指定する区域

福島県知事 内 堀 雅 雄

耶麻郡磐梯町大字大谷字日知坂六千五百九十一番三及び六千五百九十四番並びに字川辺六千六百二十三番二の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 一・二・ジクロロエチレン

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 なし

二 指定する区域

耶麻郡磐梯町大字大谷字日知坂六千五百九十一番三及び六千五百九十四番、字川辺六千六百二十三番二及び六千六百二十三番三十九並びに字道東六千六百六十二番一の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 テトラクロロエチレン

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 なし

三 指定する区域

耶麻郡磐梯町大字大谷字日知坂六千五百九十一番三及び六千五百九十四番、字川辺六千六百二十三番二及び六千六百二十三番三十九並びに字道東六千六百六十二番一及び六千六百六十二番三の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 トリクロロエチレン

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 なし

四 指定する区域

耶麻郡磐梯町大字大谷字日知坂六千五百九十一番二及び六千五百九十一番三並びに字川辺六千六百二十三番二の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
 鉛及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし  
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)  
 (水・大気環境課)

**福島県告示第四百六十号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
SmilLoop 訪問看護ステーション 会津若松ステーション	会津若松市西栄町六一三七 二階	令和八年四月一日
アポロケア訪問サービス会津	会津若松市飯寺北二丁目四番一〇号	同日
にき薬局	会津若松市北町大字中沢字新田二七七八	同年五月一日
いちご訪問看護ステーション	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝一四番地三	同年二月一日
こくぶ調剤薬局	会津若松市白虎町二〇一番地 会津若松ワシントンホテル一階	同年四月一日
絆診療所	南相馬市鹿島区寺内字塚合二二三一	同日
薬局サン・メリー本宮店	本宮市高木字高木一七一一	同日
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字沢三四番地一	同日

ぼばら薬局桑折本町店	伊達郡桑折町字沢三四番四	同年五月一日
さゆり調剤薬局	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一六五	同年四月一日
カケル薬局 石川店	石川郡石川町大字双里白坂下七五―五	同日

(社会福祉課)

**福島県告示第四百六十一号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
蓮沼歯科医院	会津若松市東千石三一―一二七	令和八年三月二七日
こくぶ調剤薬局 中町店	会津若松市中町二番八五号	同月三十一日
国分歯科医院	本宮市本宮字兼谷五四	同日
薬局サンメリー本宮店	本宮市高木字高木一七一一	同日
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字陣屋一番地六	同日
むとうこどもクリニック	伊達郡川俣町字瓦町三一	同月二七日
コスモ調剤薬局瓦町店	伊達郡川俣町瓦町四九―一	同月二一日
さゆり調剤薬局	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一六五	同月三十一日

福島県厚生農業協同組合連  
合会高田厚生病院

大沼郡会津美里町字高田甲二九八一

同日

カケル薬局 石川店

石川郡石川町大字双里字白坂下七  
五一五

同日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
あらい内科循環器科クリ ニック	会津若松市城西町五番五五号	令和八年四月 一日
田村地方夜間診療所	田村市船引町船引字源次郎六八一二	同日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
菅野 那津	福島市松川町 沼袋字北四一	かんの接骨院	二本松市郭内一一二 三一五	令和八年四月 一五日

一一二

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
関川 千夏	東白川郡棚倉 町棚倉字町裏 三〇一三	棚倉鍼灸施術 所	東白川郡棚倉町棚倉 字町裏三〇一三	令和八年四月 二八日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
関川 千夏	東白川郡棚倉 町棚倉字町裏 三〇一三	棚倉鍼灸施術 所	東白川郡棚倉町棚倉 字町裏三〇一三	令和八年四月 二八日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、  
公金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務  
取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称  
公益財団法人福島県産業振興センター
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
福島県福島市三河南町一番二十号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
福島県中小企業振興館（起業支援室を除く。）の各種会議室等使用料及び各種会議  
室等に係る附属設備使用料
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和八年四月一日

（経営金融課）

**福島県告示第四百六十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一  
項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項  
の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年  
六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく  
り課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え  
置いて縦覧に供する。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いちい鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町本町百八十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要  
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第四百六十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四  
項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八  
年六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく

り課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工  
課に備え置いて縦覧に供する。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビーライフうおいち・薬王堂白河表郷店 福島県白河市表郷金山字下ノ内四十七ほ  
か
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第四百六十九号**

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、  
植田加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄  
（水産課）

**福島県告示第四百七十号**

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、  
請戸加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す  
べきことについて同意があった。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄  
（水産課）

**福島県告示第四百七十一号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の  
地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
伊達市
- 二 成果の名称  
伊達市梁川町の一部（梁川第17地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

## 公 告

## 福 島 県 警 察 本 部

## 公告第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

## 公告第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画地区計画（鏡石駅東第一地区計画）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

## 公告第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**福島県警察本部公告第56号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける携帯電話等解析用資機材の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年6月23日

福島県警察本部長 森 末 治

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 携帯電話等解析用資機材 一式（搬入、設置、システムインストール等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課（福島県福島市杉妻町5番75号）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月13日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和8年6月23日（火）から同年8月3日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月20日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和8年8月4日（火）午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月3日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を合

む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Equipment for Mobilephone Forensic, a complete set (including delivery, installation, system installation and configuration, testing, equipment, maintenance, removal, etc.).

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 4 August 2026

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 August 2026

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)